

佐賀県告示第 168 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 2 年 7 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
プラスワン訪問看護ステーション佐賀	佐賀市巨勢町牛島 48 番地 2	平成 30 年 9 月 1 日
サンドラッグ弥生が丘薬局	鳥栖市弥生が丘 1 番地 32	〃
エイト薬局目達原南店	神埼郡吉野ヶ里町吉田 2904 番地 5	平成 30 年 9 月 16 日
エイト薬局目達原北店	神埼郡吉野ヶ里町吉田九反田 2155 番地 1 の一部及び 2156 番地 1 の一部	平成 30 年 9 月 18 日